

「鶺野ピースツーリズム推進事業委託」仕様書

1. 業務名称

鶺野ピースツーリズム推進事業

2. 委託期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

3. 委託業務の内容

シャトルバス及びグリーンスローモビリティを利用して、加西市地域活性化拠点施設 sora かさい（以下、「sora かさい」という。）、鶺野飛行場跡地及び周辺戦争遺跡群（以下「フィールドミュージアム」という。）への来訪者のアクセシビリティ向上と戦争遺跡群の活用といったピースツーリズムの推進事業を行うこと。

グリーンスローモビリティについては、人口減少社会や少子高齢化の進展などによる将来的な公共交通の変化に対応するため、地域交通のための次世代型モビリティに対応したドライバーの人員育成の検討・導入を目的とした取り組みを行うものとする。

- (1) ピースツーリズムにかかる地域連携及び観光商品、巨大防空壕シアター（1上映約20分）の上映を含むツアー等の企画（原則土日祝日の来訪者向け。1日5回以上上映すること。）
- (2) soraかさい及び北条鉄道法華口駅をルートに含んだ中型シャトルバス（25席以上の座席を有すること）を利用したツアーの企画及び委託者が所有するグリーンスローモビリティを使用した運行業務を行うこと（原則土日祝日の来訪者向け。運行数、時間は、委託者と協議をし、決定すること。）。
- (3) グリーンスローモビリティについては、将来にわたって持続可能な地域交通の導入を開始するため、次世代型モビリティに対応したドライバーの人員育成を目的とした地域を巻き込んだグリーンスローモビリティの運行の検討・導入への取り組みを行うこと。
- (4) ツアーなどのコンテンツのプロモーション、ツアー参加者数増加及びシャトルバス・グリーンスローモビリティ乗車率向上のための取り組みも行うこと。
- (5) 土日祝日の運行を含めたツアーコンテンツにかかる報告書の作成、グリーンスローモビリティの脱炭素の効果についての報告書の作成及び報告会の実施
- (6) その他、フィールドミュージアムを活用したツーリズムに関する業務

※防空壕の内部に入るツアーを行う場合は、市が定める安全対策についての運用を遵守すること。

4. 市が所有するグリーンスローモビリティの仕様

- (1) 製品型番；ヤマハ発動機社製 AR-07
- (2) 台数；1台
- (3) 付属装備品；エンクロージャー、シートカバー、ロングアームカバー、大型リアストレージ、飛沫感染シート
- (4) 初度登録年月；令和6年3月
- (5) 車検の有効期限満了日；令和9年3月28日

- (6) 自家用・事業用の別；自家用（ナンバープレート種類；白ナンバー）
- (7) 前方ドライブレコーダー（委託事業開始までに設置予定）
- (8) 車載カメラ（委託事業開始までに設置予定）

※市が所有するグリーンスローモビリティについては無償で貸与する。

5. 車両運行における遵守事項

- (1) 対人対物無制限の任意保険もしくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に受託者が加入すること。
- (2) 車両は、原則、二種免許保有者が運行すること。
- (3) 運行開始前に、ドライバーの疾病、疲労、睡眠不足、酒気帯びの有無等の確認を行うこと。また、道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を行うこと。
- (4) グリーンスローモビリティを活用したサービスの提供開始以前に、ヤマハ発動機講習員のメンテナンス講習を受講すること（メンテナンス講習に関するヤマハ発動機側への人件費・旅費等は発生しない）。
- (5) メンテナンス講習、車検、修理等は加西市内の整備士免許の資格を有する民間車検工場に対応すること。
- (6) グリーンスローモビリティの車両トラブル発生時は受注者の有するメンテナンス施設または提携メンテナンス施設で対応すること。
- (7) グリーンスローモビリティの鍵及びグリーンスローモビリティを保管する車庫の鍵は受託者が適切に管理すること。
- (8) グリーンスローモビリティは、sora かさい駐車場北側の車庫に保管すること（200V充電用コンセント設置済）。

6. グリーンスローモビリティの運行における費用負担区分

- (1) 受託者が負担する経費
 - ア 対人対物無制限の任意保険もしくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）加入に係る経費
 - イ 業務実施に必要な許可申請に伴う経費
 - ウ 制服、名札、その他業務に必要な被服類
 - エ 従事者の運行前のアルコールチェック等健康管理に要する経費
 - オ 事務に要する事務機器代
 - カ 運行に伴う案内公告等及びその設置手続き等に要する経費
 - キ 軽微な車両故障や修繕（タイヤ購入交換、エンジンオイル、エレメント等）の際の費用（50千円/月）
 - ク 車両の日常点検や清掃等に係る経費
 - ケ 受託者瑕疵による故障に係る修繕費
 - コ 車検・法定点検に係る手続き及びそれに伴う費用（重量税、自賠償保険料含む）。点検項目は自動車と同じ。
- (2) 委託者が負担する経費
 - ア 車両本体の経年劣化等による修繕費
 - イ 委託者が指定する車庫でのグリーンスローモビリティ充電に係る光熱費

ウ その他車両維持管理に係る経費

7. 業務実施における法令遵守

受託者は本業務の履行に伴い知り得た内容を一切第三者に提供してはならない。

本事業（事業実施に係る全ての業務）の履行にあたり、契約書、仕様書に基づいて行うものとし、契約締結時に、関連する法令（最低賃金法、労働基準法、職業安定法及び労働関係諸法令並びに指針等の関連法規を含む）及び条例等を遵守するための誓約書を委託者に提出するものとする。

8. 業務の一括再委託の禁止

受託者は、委託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者の承諾を得られれば業務の一部を委託することができる。

9. 個人情報保護及び守秘義務

本事業を行うにあたって、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき十分に留意し、帳票類等の保管にあたっては、施錠可能なキャビネット等に格納することにより、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の保護に努めること。また、守秘義務及び目的外使用の禁止等を遵守し、業務が終了した後についても同様とすること。

10. その他

(1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき又は定めのない事項については速やかに委託者と協議し、その指示を受けること。

(2) 受託者は、事業実施上の瑕疵により、本事業の対象となる支援対象者その他の第三者等損害が生じた場合には、その損害の賠償を行うこと。このため、必要な範囲で、損害保険等の必要な損害保険に加入すること。

(3) 受託者は、仕様書に明記のない場合であっても、事業目的の遂行にあたり、必要と認められる業務は、委託者と協議のうえ、誠実に履行すること。

(4) 受託者は、災害防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置を取らなければならない。この場合において、受託者は速やかに委託者の指示を受けなければならない。ただし、不測の事態発生、緊急を要する等やむを得ない事情がある際には、この限りではない。